

一般社団法人 横浜清港会

役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人横浜清港会（以下、「本会」という。）の定款第29条第3項に基づき、役員等の報酬等及び費用に関して必要な事項を定め、本会の透明性、妥当性を確保するものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、会員総会で選任された役員のうち、当会事務局を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は常勤役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬等の支給基準)

第4条 常勤役員等の報酬は、年額670万円を限度として、会長が定めるものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、毎月一定の日に月額をもって支給するものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立て替え金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員には、その通勤実態に応じ、通勤費を支払う。

(費用)

第8条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支給するものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、会員総会の決議を経て行う。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人横浜清港会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 この規程の第4条は、令和6年6月18日から施行する。